

福井県立美術館飲食施設出店者募集要綱

福井県立美術館飲食施設の出店者を次のとおり募集する。

1 趣旨

福井県立美術館（以下「美術館」という。）は、福井大学をはじめとする教育施設、文化施設が集積する地区にあり、文化活動の拠点施設として多くの県民に広く活用されている。文教地区にある美術館の飲食施設として、県民の憩いの場として広く親しまれるとともに、美術館にふさわしい雰囲気のお店と質の高いサービスが提供できる出店者を募集する。

2 施設概要

(1) 施設

ア 名 称	福井県立美術館
イ 所 在	福井市文京3丁目16-1
ウ 構 造	鉄筋コンクリート造 地下1階地上2階建
エ 延床面積	6,122.62㎡
オ 年間入館者数	

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (4~10月)
約6.6万人	約9.1万人	約8.8万人	約8.9万人	約8.9万人

(2) 飲食施設

ア 位 置	福井県立美術館1階 第2展示室 東側
イ 面 積	61.71㎡（うち厨房10.64㎡）
ウ 平 面 図	別添「レイアウト図」参照

3 出店条件

(1) 美術館への申請および契約について

ア 行政財産借受申請書

賃貸借契約を締結する前に行政財産借受申請書を美術館に提出する。

イ 契約形式

定期建物賃貸借契約

※美術館と出店者との間で、借地借家法第38条の規定に基づく定期建物賃貸借権の設定を目的とした有償貸付契約を締結する。

ウ 契約期間

契約締結日※～令和9年3月31日

エ 賃貸料

年額 234,400円（予定）※

※契約期間が年度途中で開始もしくは終了する場合は、日割計算する。

(2) 営業内容等について

別紙1「福井県立美術館飲食施設出店者募集仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

4 応募資格

- (1) 福井県内に本社など主たる事務所等を有している法人もしくは任意団体、または福井県内に住所を有する個人であること。
- (2) 飲食業の運営に必要な許可・免許等（食品衛生管理者等）を有するものであること。
- (3) 法人または主に運営にあたる者の飲食・喫茶業の経営に携わった経験が3年以上あること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がない者であること。
- (6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者。
 - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者。
 - エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者。
 - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

5 募集の手続き等

出店を希望する者は、応募申込書を提出したのち、応募資格認定申請・出店申込書および企画提案書を提出すること。手続きの詳細等については、次のとおりとする。

(1) スケジュール等

項 目	日 程
1 募集開始	令和6年11月7日（木）
2 募集要綱等の配布期間	令和6年11月7日（木）～ 令和6年12月6日（金）17時
3 応募申込書の提出期限	令和6年12月6日（金）17時
4 現地見学説明会	令和6年12月11日（水）11時～12時
5 質問受付の期限	令和6年12月12日（木）17時
6 応募資格認定申請・出店申込書の提出期限	令和6年12月20日（金）17時
7 応募資格の認定結果通知	令和6年12月21日（土）
8 企画提案書の提出期限	令和7年1月15日（水）17時
9 選定委員会	令和7年1月下旬ごろ（予定）

(2) 募集要綱等の配布

- ア 配布期間 令和6年11月7日(木)から令和6年12月6日(金)まで
ただし閉館日を除く。
- イ 配布時間 9時から17時まで
- ウ 配布場所 福井県立美術館利用サービス室
下記「9問い合わせ先」参照
- エ 配布物 福井県立美術館飲食施設出店者募集要綱、レイアウト図、仕様書、企画提案書作成要領、様式集
- オ 配布方法 上記配布場所での配布ならびに福井県立美術館ホームページに掲載・ダウンロードすることができる。
(URL) <https://fukui-kenbi.pref.fukui.lg.jp/>

(3) 応募申込書の提出

出店を希望する者は、次のとおり応募申込書を提出すること。

- ア 提出期限 令和6年12月6日(金) 17時まで(必着)
- イ 提出書類 応募申込書(様式1)
- ウ 提出先 下記「9問い合わせ先」に同じ
- エ 提出方法 FAXまたは電子メールで送信すること。
(※送信後、電話により受信の確認を行うこと。)

(4) 現地見学説明会

- ア 日時 令和6年12月11日(水) 11時～12時まで
- イ 場所 福井県立美術館 飲食施設(別添 レイアウト図 参照)
※現地見学説明会に参加できる者は、1応募者あたり2名まで

(5) 質問の受付および回答等

質問については、次のとおり受け付け、回答する。

- ア 受付期限 令和6年12月12日(木) 17時まで(必着)
- イ 提出書類 質問票(様式2)
- ウ 提出先 下記「9問い合わせ先」に同じ
- エ 提出方法 FAXまたは電子メールで送信すること。
(※送信後、電話により受信の確認を行うこと。)
- オ 回答方法 応募申込書を提出した者全員に、FAXまたは電子メールで回答を送信する。ただし、質問または回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

(6) 応募資格認定申請・出店申込書等の提出

応募申込書を提出した者のうち、企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり応募資格認定申請・出店申込書(様式3)等を提出すること。

- ア 提出期限 令和6年12月20日(金) 17時まで(必着)
- イ 提出書類
- ① 応募資格認定申請・出店申込書(様式3)
 - ② 業務運営の実績(様式4)
 - ③ 応募資格に係る誓約書(様式5)
- ウ 添付資料 提出書類の添付資料として、次の書類を提出すること。
※証明書は、発行後3か月以内のもの。

<法人の場合>

- ① 定款の写し
- ② 登記事項証明書

③ 企業概要（事業概要、組織、社歴等記載のもの）

④ 直近3期分の決算書

⑤ 県税の滞納のない旨の証明書

<任意団体の場合>

① 会則等の写し（団体名、主たる事務所の所在地、団体の目的、活動内容、規定等記載のもの）

② 役員の氏名、住所および略歴を記載した書類

③ 団体概要（組織、活動経歴等記載のもの）

④ 直近3期分の決算書

⑤ 県税の滞納のない旨の証明書

<個人の場合>

① 身分証明書の写し

② 登記されていないことの証明書

※後見登記等ファイルに記録されていないことの証明

③ 県税の滞納のない旨の証明書

エ 提出部数 各1部

オ 提出先 下記「9 問い合わせ先」に同じ

カ 提出方法 持参、郵送（配達証明）または宅急便（手渡したことが証明されるものに限る）によること。なお、持参の場合は、閉館日を除く9時から17時までの間に限る。

(7) 応募資格の認定結果通知

応募資格要件を審査し、その結果を令和6年12月21日（土）付けで書面にて通知する。応募資格認定申請・出店申込書を提出した者のうち、応募資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨および満たさないと判断した理由を書面により通知する。

(8) 企画提案書等の提出

応募資格を有すると認められた者は、次により企画提案書等を提出すること。

ア 提出期限 令和7年1月15日（水）17時まで（必着）

イ 提出書類 企画提案書（様式6）

※企画提案書の内容は別紙1の仕様書の内容に即し、別紙2「福井県立美術館飲食施設出店者募集企画提案書作成要領」により作成するものとする。

ウ 提出部数 5部

エ 提出先 下記「9 問い合わせ先」に同じ

オ 提出方法 持参、郵送（配達証明）または宅急便（手渡したことが証明されるものに限る）によること。なお、持参の場合は、閉館日を除く9時から17時までの間に限る。

(9) 企画提案書提出の辞退

応募資格認定申請・出店申込書の提出以降に、企画提案書の提出を辞退する場合は、企画提案書の提出期限までに辞退届（任意様式）を持参、郵送（配達証明）または宅急便（手渡したことが証明されるものに限る）にて、下記「9 問い合わせ先」まで提出すること。なお、持参の場合は、閉館日を除く9時から17時までの間に限る。なお、企画提案書提出の辞退は任意であり、辞退による不利益な扱いはない。

(10) 応募費用の負担

応募・企画提案にかかる経費は、全て応募者・企画提案者の負担とする。

(11) 企画提案書等の情報公開

企画提案書等を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合があること、また、県民等からの情報公開の請求に応じて、企画提案書その他の関係資料の情報公開を行う場合があることを了知の上で応募・企画提案すること。

(12) 留意事項

提出された書類は、一切返却しない。

6 審査・選定の方法について

(1) 選定委員会

企画提案書を提出した者（以下「企画提案者」という。）によるプレゼンテーションを実施し、別途設置する選定委員会において、審査基準に基づき総合的に評価し、最も優れた者を最優先出店候補者として選定する。

(2) プレゼンテーション

ア 場所 福井県立美術館 会議室

イ 日時 令和7年1月下旬頃に予定

※詳細な日時等は、企画提案者あて別途通知する。

※プレゼンテーションの開始時間に遅刻した場合は失格とする。

ウ 提案時間 1応募者につき25分（説明15分、質問10分）

※プレゼンテーションに参加できる者は、2名以内とする。

エ 準備物 パソコンを使用する場合は、企画提案者が用意し、また、その旨を企画提案書提出期限までに申し出ること。プロジェクター・スクリーンについては、美術館が用意する。

オ 留意点 事前に提出した企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行うものとし、プレゼンテーション時の追加資料は受理しない。

(3) 審査基準

おもな審査項目・評価の観点

① 営業計画

美術館にふさわしい雰囲気づくりおよびお店の特色（コンセプト）の明確化

接客サービスの方針の明確化

従業員の体制（配置や研修等）

② メニュー

平均客単価の妥当性

メニュー構成の妥当性

オリジナルメニューの内容

③ 美術館との連携アイデア

連携アイデアの内容

連携アイデアの実現性および継続性

連携アイデアの美術館PRにおける効果度

④ 企画提案全体について

企画提案者の飲食施設運営の実績

出店者募集の趣旨への適合性

企画提案内容の実現性および収支計画の健全さ

販売促進施策（広報・誘客イベント・ロコミ・リピーター対策等）

自主提案等の内容

(4) 選定結果の通知

選定結果は、全ての企画提案者に対して通知する。

(5) 出店者の決定

最優先出店候補者として選定された後、行政財産借受申請書の提出を受け、出店者として決定する。決定後は、出店者と美術館との間で定期建物賃貸借契約等を締結する。

7 選定の取消しについて

次の場合には、最優先出店候補者としての選定を取消すものとする。

- (1) 正当な理由なくして、美術館の指定する期日までに定期建物賃貸借契約の手続きに応じなかったとき。
- (2) 最優先出店候補者の選定から定期建物賃貸借契約を締結するまでの間に、最優先出店候補者の資金事情の変化等により、飲食施設の確実な運営が履行できないと美術館が判断したとき。
- (3) 提出された書類に虚偽が判明したとき、または著しく社会的信用を損なう等により、出店者としてふさわしくないと美術館が判断したとき。

なお、上記の理由により選定が取消された場合は、選定委員会により他の企画提案者の中から総合的に審査し、最優先出店候補者を選定する。

8 その他

- (1) 必要書類が不足している資料、提出期限に遅れた資料は受け付けない。
- (2) 書類の内容に虚偽の記載がある場合には、失格とする。
- (3) 企画提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (4) 最優先出店候補者として特定された後に、提案内容を適切に反映した仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。

9 問い合わせ先

〒910-0017 福井市文京3丁目16-1
福井県立美術館 利用サービス室
TEL 0776-25-0452 FAX 0776-25-0459
E-mail : finearts@pref.fukui.lg.jp